

【 i 育成環境課子ども手当管理室関係】

○ 平成24年度以降の子どものための手当等について

(1) 法案提出までの経緯

現行の子ども手当制度については、「子どもに対する手当制度のあり方について」（平成23年8月4日、民主党・自由民主党・公明党幹事長・政調会長合意）を踏まえ、平成23年8月17日に「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案」を国会に提出、8月26日に成立、10月1日より施行となったところである。（関連資料1、2参照）

平成24年度以降の手当制度については、「国と地方の協議の場」の協議の結果も踏まえ、「4大臣合意」（平成23年12月20日）がとりまとめられ、本合意に基づいて平成24年度予算（案）に所要額を計上したところである。（関連資料3、4参照）

平成24年度予算（案）について

○給付総額：2兆2,857億円（公務員分を含む）

（国：1兆3,283億円、地方：7,831億円、事業主：1,742億円）

※平成24年2月・3月分は、現行の特別措置法に基づく費用を計上

※平成24年4月分から平成25年1月分は、4大臣合意に基づき費用を計上

○国と地方は、2対1の負担割合で負担。事業主負担は、被用者（所得制限内）3歳未満の15分の7。

また、平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止等に伴う地方財政の増収分については、4大臣合意に基づき、平成24年度では、次のとおり国と地方の負担調整を行うこととしている。

地方増収分（5,050億円）の取扱いについて（平成24年度）

①現金給付の地方負担 1,087億円（国：地方＝2：1）

※所得制限超世帯への措置は月額5,000円を前提

②子ども手当特例交付金 1,353億円

③減収補填特例交付金 500億円

④地方の自由度の拡大にあわせた一般財源化等 1,841億円

・子育て支援交付金（地方独自の子育て支援推進事業等）（93億円）

・地域子育て創生事業（124億円）

・子ども手当事務取扱交付金（98億円）

- ・国民健康保険都道府県調整交付金（1,526億円）
- ⑤平成24年度における暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用 269億円

このうち、「子ども手当事務取扱交付金」については、従前の児童手当に係る事務費が既に一般財源化されていること、来年度以降の手当制度が児童手当法の改正により一つの手当として恒久化する予定であることから、交付事務の簡素化の観点も踏まえ、一般財源化することとし、年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分で対応することとした。

また、平成24年度以降の子どものための手当の実施に係る市町村のシステム改修経費については、安心こども基金を活用して実施できるよう、平成23年度第4次補正予算において所要額を確保したところである。（安心こども基金は平成24年度末まで実施期限を延長）

国から都道府県に対しては、各基金の執行状況も踏まえ、平成23年度中に所要額を交付する予定である。

(2) 法案の内容

来年度以降の手当制度については、4大臣合意に基づき、「児童手当法の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出したところであり（平成24年1月27日提出）、本法案の内容は以下のとおりである。（関連資料5、6参照）

児童手当法の一部を改正する法律案

- (1) 「子どものための手当の支給に関する法律」に改正
- (2) 「子どものための手当」の支給額（所得制限は平成24年6月分から実施）

		所得制限未満の者	所得制限以上の者
3歳未満		月額 15,000円	月額 5,000円
3歳～ 小学生	第1・2子	月額 10,000円	
	第3子以降	月額 15,000円	
中学生		月額 10,000円	

※ 所得制限の基準は、960万円（夫婦・子ども2人世帯）。扶養親族数等に応じた加減等を行い、一方で被用者・非被用者の水準は同一。

(3) 費用負担

- 国と地方（都道府県・市町村）の負担割合は、2：1
- 事業主負担は、被用者の3歳未満（所得制限額未満）の7／15
- 公務員分については全額所属庁の負担

(4) その他

- 子ども手当特別措置法に盛り込んだ以下の事項を本法案にも規定
 - ①子どもに対しても国内居住要件を設ける（留学中の場合等を除く）
 - ②児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給
 - ③未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合のみ）に対しても、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当を支給（父母等が国外居住の場合でも支給可能）
 - ④監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給（離婚協議中別居の場合に支給可能、単身赴任の場合を除く）。
 - ⑤保育料を手当から直接徴収できる仕組み、学校給食費等については本人同意により手当から納付することができる仕組みとする

現行の特別措置法による制度を、新しい制度へ円滑に移行するためには、年度内の成立が不可欠である。このため、政府としては、与野党間で速やかに協議いただくよう、お願いしているところである。

今後、国会で議論が行われるものと考えており、その結果を踏まえ、法案の内容の変更があり得るが、その際は随時情報提供していきたい。

[これまでの子ども手当からの変更点等]

政府提出法案で、現行の子ども手当制度から取扱いが変更となる主な点については、以下のとおりである。

(1) 所得制限の導入（平成24年6月分から）

- 年収960万円（夫婦・子ども2人）を基準に政令で定める
- 所得制限限度額以上の者には子ども1人につき一律月額5,000円を支給
 - ※ 具体的な所得制限限度額について、現時点では**関連資料6**のとおり案を検討中

(2) 施設入所等子どもに関する施設等の範囲（平成24年6月から）

児童福祉法に基づく指定医療機関に入院している子ども（児童福祉法第27条第2項の規定に基づき都道府県が委託している子どもに限る）についても、「施設入所等子ども」として、指定医療機関の設置者に対して支給。

※ 指定医療機関に入院している子どもに係る認定請求については、半年間（6月～11月末日）の申請猶予期間を設ける

※ 指定医療機関に入院している施設入所等子どもにかかる情報については、現行の特別措置法施行時と同様の方法により、都道府県から当該施設入所等子どもの保護者の住所地の市町村に対して情報提供していただきたい

（3） 婦人保護施設等に親子で入所している場合の受給者（平成24年6月から）

婦人保護施設等に入所している高校生相当の父又は母（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者）が、中学校修了前の子どもと同一の施設に入所している場合、当該父又は母を受給者とする（現行制度では施設等設置者が受給者）。

※ 該当する父又は母の認定請求については、半年間（6月～11月末日）の申請猶予期間を設ける

（4） 民法改正による未成年後見人の取扱い（平成24年4月から）

「民法等の一部を改正する法律」の施行（平成24年4月）に伴い、未成年後見人については、①法人も対象、②複数選任されることも可能となる。これを踏まえ、手当制度の未成年後見人の取扱いについても、以下のとおり見直し。

- ・ 法人の未成年後見人の場合も、個人の場合と同様、支給対象とする。この際、申請先は主たる事務所の所在地の市町村とし、所得制限及び子どもの数による支給額の差は設けない
- ・ 未成年後見人が複数選任された場合は、生計を維持する程度の高い未成年後見人に対して支給

（5） 本人申出により手当から徴収できる費用の対象拡大（平成24年4月から）

現行の特別措置法で申出があれば手当から徴収できる費用とされている保育料や学校給食費等について、通常保育の保育料に類する費用を追加（具体的対象費用については省令で今後定めるが、延長保育料、休日保育料、一時預かりの利用料、家庭的保育の利用料などを検討中）。

平成24年6月から新たに支給対象となる者（上記（2）及び（3）のケース）については、6月以降新たに申請が必要となるため、都道府県では、施設所管部局等と連携のうえ、申請勧奨にかかる取組をお願いしたい。また、受給資格者の住所地（所在地）の市町村も、同様に取組をお願いしたい。

また、今回の法案では、制度施行時点（平成24年4月1日）で、支給要件や支給額が「子ども手当特別措置法」と全く同一になっている。

このため、施行日の前日に現行の子ども手当特別措置法の認定を受けている方（手当の支払を一時差し止められている方などを除く）が支給要件に該当するときは、「子どものための手当」の認定があったものとみなす（以下「みなし認定」という。）こととし、施行日の属する月分（4月分）から支給することとする。

この場合、みなし認定した者に対する認定通知及び現行の子ども手当の支給事由消滅処分・消滅通知も不要とする。

なお、来年度以降の制度に対応する認定通知書等の様式案について、政府提出法案を前提に作成し、今回お示しするものであるが、国会での議論を踏まえ、内容に変更等があった場合は、様式案も変更となる可能性も十分あり得るので、ご留意いただきたい。

（3）子どものための手当交付金の交付事務等について

平成24年度における法律上の名称（政府提出法案）と予算科目の関係は以下のとおりとなる予定。

法律上の名称	予 算 科 目
・ 子どものための手当交付金	(項) 子どものための金銭の給付交付金 (目) 子どものための金銭の給付交付金
・ 子ども手当交付金	(項) 子どものための金銭の給付交付金 (目) 子どものための金銭の給付交付金 [※平成23年度は、(項) 児童手当及子ども手当交付金 (目) 子ども手当交付金]
・ 子ども育成事業費	(項) 育成事業費 (目) 育成事業費補助金 [※平成23年度は、(項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金]

平成24年6月支給分については、「子ども手当交付金」（平成24年2、3月分）及び「子どものための手当交付金」（平成24年4、5月分）の2本の交付金を5月下旬に資金交付する予定である。

なお、申請期限は、「子ども手当交付金」については電子データの提出（3月20日）、また「子どものための手当交付金」については、WISHシステム入力（4月下旬）を予定しているので準備をお願いしたい。（関連資料7～9参照）

(4) 平成23年度特別措置法に基づく子ども手当の申請勧奨について

厚生労働省で、特別措置法に基づく現行の子ども手当の申請状況や未申請者に対する自治体の申請勧奨の取組状況に係るサンプル調査（20自治体）を実施したところ、未申請者が1割程度いる可能性があることが判明した（1月下旬～2月上旬にかけて調査、2月14日公表）。

自治体における未申請者に対する申請勧奨の取組については、厚生労働省からも再三お願いしているところであるが、申請期限まで1か月不足となっており、未申請者に対して個別通知により勧奨するなど、よりきめ細かな申請漏れ対策の実施をお願いしたい。

また、施設等受給資格者（里親、児童福祉施設の設置者等）の未申請の状況については、市町村間でばらつきが大きいと思われるが、施設の数に限られており、対象施設も特定されていると思われるため、通知等による勧奨だけでなく、直接電話や面談等により勧奨を促すなど、きめ細かな対応をお願いしたい。

厚生労働省としても、厚生労働省ホームページ、政府広報等による周知広報を行う他、マザーズハローワークでのリーフレット配布、児童福祉施設等関係団体を通じた周知等を行っているところである。今後、申請期限に向け、一層の取組をしていきたい。（関連資料10参照）

未申請者に対する申請勧奨の取組例

(1) 一般受給資格者を対象とした申請勧奨の取組

(未申請者への個別勧奨)

○未申請の方に個別に申請にかかる案内を郵送

※必ず開封して読んでいただくよう、重要なお知らせである旨封筒に記載するなど工夫

(周知広報)

対象者である中学生以下の子どもを持つ方へ確実に周知するよう工夫

○保育所、幼稚園、小中学校等において、申請勧奨にかかるリーフレットを配布（保育所所管部局や教育委員会等、関係部局との連携）

○児童館、子育て支援施設、保健所、小児科・産科の医院など、対象者が集まりそうな場所や施設においてリーフレットを配布・ポスターを掲示

(2) 施設等受給資格者を対象とした申請勧奨の取組

通知等による勧奨だけでなく、直接電話や面談等により申請を促すなど、

きめ細かい対応を行う

- 未申請の施設等受給資格者（里親、児童福祉施設等）に対して直接電話し申請を促す など

[育成環境課子ども手当管理室：関連資料]

子どものための手当に関するこれまでの経緯

平成22年度子ども手当支給法関係

- H21.12.23 4大臣合意
- H22.1.29 平成22年度子ども手当支給法案閣議決定
- H22.3.26 平成22年度子ども手当支給法成立
(H22.4.1施行)

平成23年度子ども手当支給法関係

- H22.12.20 5大臣合意
- H23.1.28 平成23年度子ども手当法案閣議決定
- H23.3.22 子ども手当を6か月延長する法案(つなぎ法案)提出(議員立法)
- H23.3.31 平成23年度法案を撤回
- H23.3.31 つなぎ法成立(H23.4.1施行)

つなぎ後の子どもに対する手当制度の検討関係

- H23.5.2 平成23年度第1次補正予算成立
- H23.8.4 「子どもに対する手当制度のあり方について」3党幹事長・政調会長合意
- H23.8.12 「国と地方の協議の場」開催
- H23.8.17 平成23年度子ども手当支給特別措置法案閣議決定・国会提出
- H23.8.26 特別措置法成立(H23.10.1施行)
- H23.11.29 「国と地方の協議の場」開催
- H23.12.15 「国と地方の協議の場」開催
- H23.12.20 「国と地方の協議の場」開催
- H23.12.20 4大臣合意
- H24.1.27 児童手当法の一部を改正する法律案閣議決定・国会提出

子どもに対する手当の制度のあり方について

- 1 実施時期
 手当のあり方の見直しは、平成23年度10月（平成24年2月支給分）から実施する（所得制限の導入は被災地の状況を見定め平成24年度（6月分）から実施する。）。
- 2 所要額 2. 2～2. 3兆円程度
- 3 具体的な支給額
 - (1) 一般世帯（非所得制限世帯）

0～3歳（一律）	15,000円（児童手当1万円）
3～12歳（第1子、第2子）	10,000円（児童手当5千円）
（第3子以降）	15,000円（児童手当1万円）
中学生（一律）	10,000円（児童手当なし）
 - (2) 所得制限世帯
 所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除（所得控除）の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討し、平成24年度から所要の措置を講じるものとする。
- 4 所得制限
 所得制限の基準を、年収960万円程度（夫婦と児童二人世帯）とする。

5 税制改正

所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討する。

6 法制上の措置

平成24年度以降の子どものための現金給付については、上記の支給額等を基にして、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得るよう努めるものとする。

※ 地方との協議は、「国と地方の協議の場」において行う。

7 平成24年度からの恒久的な現金給付の仕組みへの円滑な移行のための措置については、別添のとおりとする。

以上、確認する。

平成23年8月4日

- | | |
|-------|----------------------|
| 民 主 党 | 幹 事 長 |
| 自由民主党 | 政 策 調 査 会 長
幹 事 長 |
| 公 明 党 | 政 務 調 査 会 長
幹 事 長 |
| | 政 務 調 査 会 長 |

(別添)

半年間の特別措置法案の骨子

1. 題名

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案

2. 趣旨

現下の子どもや子育て家庭をめぐる状況にかんがみ、平成24年度からの恒久的な現金給付の仕組みに円滑に移行できるよう、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。

3. 支給期間

・平成23年10月分から平成24年3月分まで

4. 支給額・費用負担

- ・3歳未満、3歳～小学生（第3子以降）：1万5千円
- ・3歳～小学生（第1子・第2子）、中学生：1万円
- ・児童手当部分は児童手当と同様の負担割合、上積み部分は全額国庫負担

5. その他

- ・平成23年度子ども手当支給法に盛り込んだ事項を規定

※子ども国内居住要件、未成年後見人、父母指定者、同居優先、施設入所の子どもについて施設設置者等への支給、手当からの保育料の徴収等、市町村の自由度の高い交付金の交付

6. 施行時期・改正附則

施行日：平成23年10月1日

- ・平成24年度以降の子どものための現金給付については、この法律の金額等に関する規定を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得る努めるものとする。

※地方との協議は、「国と地方の協議の場」において行う。
・その際、所得制限については、平成24年6月分以降から適用することとし、所得制限の基準、所得制限を超える者に対する必要な税制上・財政上の措置等について検討した上で、所要の措置を講ずる。

平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについて

- 平成24年度以降の子どものための手当制度に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成24年度予算に計上するとともに、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)附則第2条第1項の規定を踏まえ、児童手当法を改正する所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - 3歳未満の子ども一人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了までの子ども(第1子・第2子)一人につき月額10,000円を、3歳以上小学校修了までの子ども(第3子以降)一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの子ども一人につき月額10,000円を支給する。年少扶養控除廃止に伴う手取り額の減少に対応するため、所得制限以上の者については、中学校修了までの子ども一人につき、5,000円を支給する。
 - 所得制限は960万円(夫婦、子ども2人)を基準とし、これまでの児童手当制度と同様に扶養親族数等に応じた加減等を行い、被用者・非被用者の水準は同一とする。また、所得制限は、平成24年6月分から適用する。
 - 所得制限額未満の被用者に対する3歳未満の子どもに係る手当の費用の15分の7を事業主が負担し、その他の子どもに係る手当の費用を国と地方が2対1の割合で負担する仕組みとする。なお、都道府県と市町村の負担割合は、1対1とする。
 - 公務員については、所属庁から支給する。
 - 特別措置法で設けられた、保育料の手当からの直接徴収、学校給食費等の本人同意による手当からの納付、子どもへの国内居住要件、施設入所子どもへの施設の設置者への支給等については、同様の仕組みを設ける。
- 平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減(以下(1)及び(3)において「年少扶養控除の廃止等」という。)による地方財政の増収分については、平成21年12月23日付け4大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨及び平成22年12月20日付け5大臣合意において「子ども手当及びこれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方」を幅広く検討するとされている趣旨を踏まえ、1. (3)に掲げる費用負担による子どものための手当の負担として充てると(24年度：1,087億円)ことに加え、次のとおり国と地方の負担調整等を行う。
 - 平成24年度の取扱い
 - 平成22年度の子ども手当の創設に伴う負担の増大に対応する地方特例交付金(所要額：1,353億円)について、子ども手当から子どものための手当への制度改正に伴い、整理する。
 - 平成24年度税制改正における環境性能に優れた自動車の取得に係る自動車取得税の減免措置の継続に伴い必要となる市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補填するため地方特例交付金(所要額：500億円)の措置を国費から地方財政の増収分に振り替える。
 - 地方の自由度の拡大に併せ、以下の国庫補助負担金の一般財源化等を実施する。(1,841億円)
 - 子育て支援交付金(次世代育成支援対策推進事業の一部、地方独自の子育て支援推進事業及び子育て支援環境整備事業に限る。)(93億円)
 - 地域子育て創生事業(地方独自の事業への補助。平成24年度からは、地方財政の増収分に対応する。)(124億円)
 - 子ども手当事務取扱交付金(98億円)
 - 国民健康保険都道府県調整交付金(1,526億円)
 これらの措置による地方の事業の内容については、地方の裁量を尊重するため、国は、法令上の基準を新たに設けないこととする。
 - 平成24年度における暫定的対応として、年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分の一部を特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用する。(269億円)

- 特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担については、その解消に平成24年度予算から取り組み、早期の解消を目指す。
- 平成25年度以降の取扱い
 - 年少扶養控除の廃止等による地方増収であることに鑑み、平成25年度に平年度化する地方財政の追加増収分及び2. (1)④の暫定対応分は、平成24年度増収分に係る対応に代えて、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討する。
- 子ども・子育て新システムについては、「社会保障・税一体改革案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革本部決定)において、税制抜本改革以外の財源を含めて1兆円超程度の措置を今後検討するとされており、財源確保のために最大限努力を行う。

3. 国民健康保険制度に関して、以下の措置を講ずることとし、国民健康保険法を改正する所要の法律案を次期通常国会に提出する。また、「社会保障・税一体改革案」に盛り込まれている市町村国保の財政基盤の強化については、低所得者の保険料軽減の拡充及び保険者支援の拡充に充てることとし、そのための必要財源(～2,200億円程度)については、社会保障・税一体改革案を具体化する中で、措置する。なお、高額医療費共同事業の国庫負担のあり方については、社会保障・税一体改革による財政基盤の強化の状況を踏まえ、検討する。

- 平成22年度から平成25年度までの暫定措置である国保財政基盤強化策(保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業(高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業)を恒久化する(平成27年度)。また、恒久化までの間、暫定措置を1年間(平成26年度まで)延長する。なお、財政安定化支援事業については、社会保障・税一体改革による財政基盤の強化及び財政運営の都道府県単位の強化を踏まえ、所要の見直しを行う。
- 都道府県単位の共同事業については、事業対象を全ての医療費に拡大する(平成27年度)。なお、共同事業の拠出割合は、現在と同じ、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が市町村の意見を聴いて変更可能とする。
- 財政運営の都道府県単位の円滑に進める等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。これに伴い、国の定率負担は給付費等の32%とする(平成24年度)。

4. 「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」(平成23年9月20日閣議決定)のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、2. に掲げる平成24年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成23年12月20日

内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

大臣折衝の結果、上記のとおり合意したことを確認する。
民主党政策調査会長

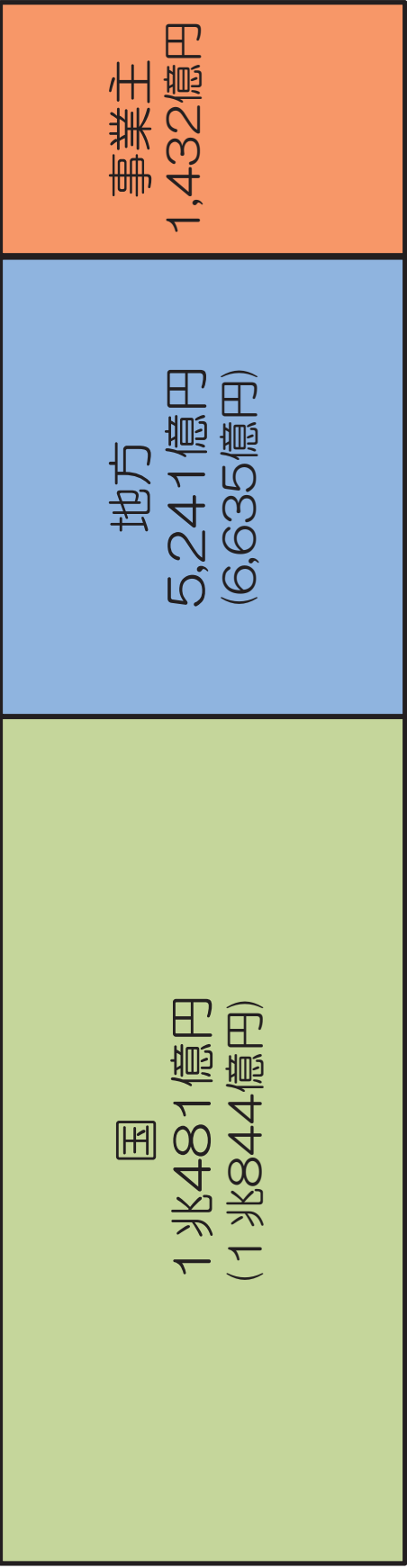
平成24年度の子どものための手当について

[支給額]	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 : 一律 15,000円 ・3歳以上小学校修了前 : 第1、2子 10,000円、第3子以降 15,000円 ・中学生 : 一律 10,000円 ・所得制限世帯 : 一律 5,000円
[所得制限]	平成24年6月分から実施、基準額は年収960万円（夫婦、子ども2人）
[費用負担]	国と地方は、2対1の負担割合で負担。事業主負担は、被用者（所得制限内）3歳未満の15分の7 公務員は全額所属庁負担
[給付総額]	2兆2,857億円（内訳） 国負担分 : 1兆3,283億円 地方負担分 : 7,831億円 事業主負担分 : 1,742億円

【H24概算要求ベース】 2兆2,232億円
 国負担分 : 1兆5,099億円
 地方負担分 : 5,391億円
 事業主負担分 : 1,742億円
 ※数字は公務員分、特例交付金を含めた数字。

給付費計 2兆730億円(2兆2,857億円)

10か月分
 (24年4月
 ~
 25年1月)



2か月分
 (24年2月
 ~
 24年3月)



※数字は、公務員分を含めないもの。
 なお、() 内の数字は、公務員分（国家公務員：441億円、地方公務員：1,686億円）を含めた金額。

児童手当法の一部を改正する法律案の概要

目的

この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもを養育している者に子どものための手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的とする。

概要

(1) 題名：「子どものための手当の支給に関する法律」に改正

(2) 子どものための手当の支給額

- | | |
|---------------------|--------------|
| ①所得制限額未満である者 | ②所得制限額以上である者 |
| 3歳未満 | 月額5千円 |
| 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) | 月額1万5千円 |
| 3歳以上小学校修了前(第3子以降) | 月額1万円 |
| 中学生 | 月額1万5千円 |

※ 所得制限額は、960万円(夫婦・子ども2人世帯)を基準に設定(政令で規定)し、平成24年6月分から適用する。

(3) 費用負担

国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を、2：1とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7/15を事業主の負担とする。(公務員分については所属庁の負担とする。)

(4) その他 ※ 平成23年度子ども手当支給特別措置法に盛り込んだ以下の事項を本法案にも規定

- ① 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)
- ② 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設定者等に支給する形で手当を支給
- ③ 未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様(監護・生計同一)の要件で手当を支給(父母等が国外居住の場合でも支給可能)
- ④ 監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給(離婚協議中別居の場合に支給可能、単身赴任の場合を除く)
- ⑤ 保育料を手当から直接徴収できる仕組み、学校給食費等を本人同意により手当から納付することができる仕組みとする

施行日

平成24年4月1日(所得制限は、平成24年6月分から適用)

現行(23年度特別措置法)と来年度以降(政府提出法案)の手当制度の比較(主な項目)

項 目	現行(23年度10月～3月)	来年度以降(政府提出法案)
支給額(月額)	3歳未満 1万5千円 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 1万円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 1万5千円 中学生 1万円 ※施設入所等子どもについては、3歳未満1万5千円、3歳以上中学校修了前1万円(一律)	(所得制限未満) 3歳未満 1万5千円 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子) 1万円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 1万5千円 中学生 1万円 ※施設入所等子どもについては、3歳未満1万5千円、3歳以上中学校修了前1万円(一律) (所得制限以上) 月額5千円(一律)
所得制限	なし	あり(平成24年6月～) ・年収960万円(夫婦・子ども2人)を基準
施設入所等子ども	里親若しくは小規模住居型児童養育事業者に委託され、又は児童福祉施設等に入所している子ども	左記に加え、指定医療機関に入院している子ども(児童福祉法第27条第2項の規定に基づき都道府県が委託している子どもに限る。)を対象に追加(平成24年6月～)
婦人保護施設等に親子で入所している場合の受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・親が18歳に達する日以後最初の3月31日を経過した者である場合→親 ・親が18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にいる者の場合→施設の設定者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・親が18歳に達する日以後最初の3月31日を経過した者である場合→親 ・親が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し18歳に達する日以後最初の3月31日の間にある者の場合→親(平成24年6月～) ・上記以外の場合→施設の設定者等
申出により手当から徴収できる費用	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料(※申出によらない特別徴収も可) ・学校給食費その他の学校教育に伴って必要な費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料(※申出によらない特別徴収も可) ・学校給食費その他の学校教育に伴って必要な費用 ・保育料に類する費用(延長保育料、休日保育料等を予定)
受給者になり得る未成年後見人	・1人(私人のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に加え法人の選任可。また、複数人の選任も可 → うち生計を維持する程度の高い者
法施行時の申請手続き	全ての対象者について申請が必要(平成24年3月末までに申請すれば平成23年10月分から支給)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定みなし(申請・認定は不要) ・6月の現況届は全ての受給者について提出が必要

子どものための手当 所得制限限度額表（案）

（単位：万円）

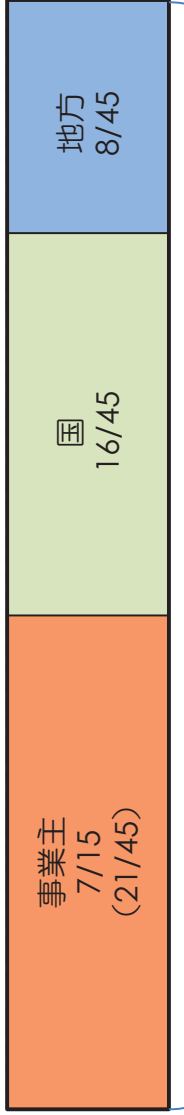
扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

（注）収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額。実際の適用は所得額で行い、収入額は用いないなどの取扱い
は従前の児童手当と同様。

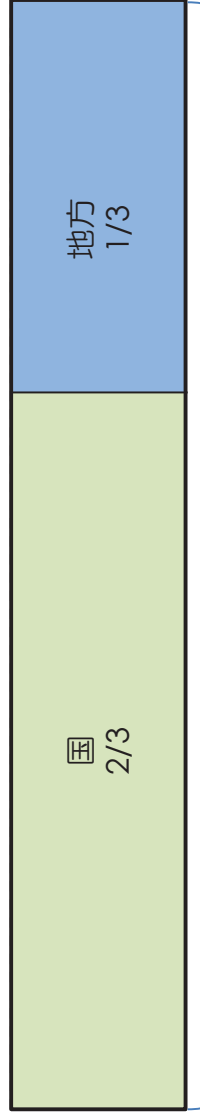
子どものための手当の費用負担について（予定）

【0歳～3歳未満】

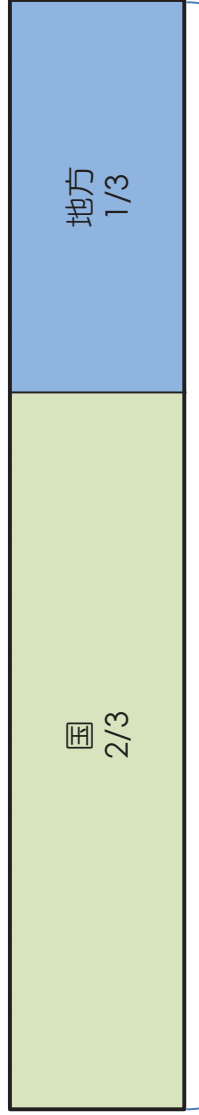
（被用者）



（非被用者）

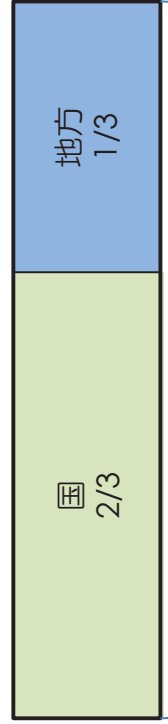


【3歳～小学校終了前】



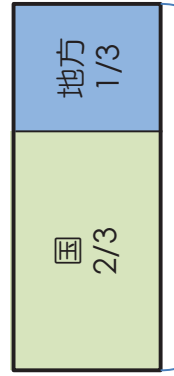
【中学生】

10,000円または15,000円



【所得制限超】

10,000円



※所得制限は平成24年6月分より適用

子どものための手当交付金に係る国庫負担額の算定について（予定）

市町村における子どものための手当の支給月額及び給付費に占める国、都道府県、市町村のそれぞれの費用負担の割合は、下表のとおりであり、国庫負担金は次により算定することを予定。

国庫負担額（平成24年度においては、平成24年4月分～平成25年1月分の10か月分）

= 各々の支払対象の子どもの数×各々の支給月額×支払月数×各々の費用負担の割合

・平成24年6月期支払となる平成24年2・3月分については、平成23年度子ども手当特別措置法に基づく交付金における

費用負担の割合により「子ども手当交付金」を交付。

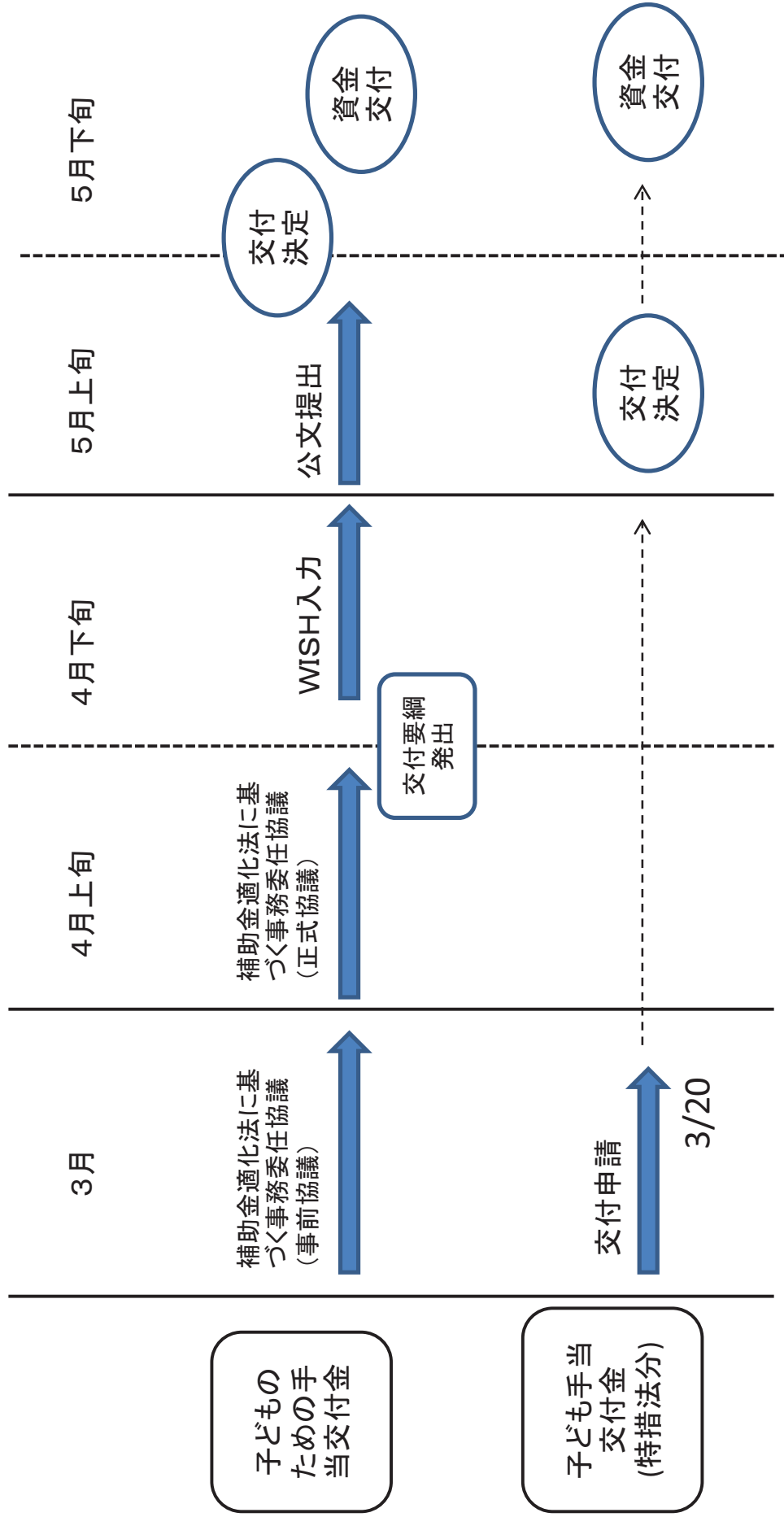
・所得制限は、平成24年6月分から適用。

支給対象児童		支給月額	国	都道府県	市町村
0歳～3歳未満	被用者	15,000円	37/45	4/45	4/45
	非被用者	15,000円	4/6	1/6	1/6
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円	4/6	1/6	1/6
	第3子以降	15,000円	4/6	1/6	1/6
中学生		10,000円	4/6	1/6	1/6
所得制限以上世帯		5,000円	4/6	1/6	1/6

※0歳～3歳未満の被用者に係る国の負担部分については、事業主負担分7/15（21/45）が含まれる。

※上記には、地方公務員は含まれていない。

平成24年度子どもための手当交付金等スケジュール(予定)



※上記は、年度当初のスケジュールである。

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

昨年10月からの「子ども手当」 申請はお済みですか？

平成24年3月末までに必ず申請してください!!

◆ 平成23年10月分からの子ども手当を受け取るためには

10月より前に受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ方はすべて、お住まいの市町村へ申請する必要があります。（公務員の方は勤務先へ申請）



申請期限は、平成24年3月末です。

※平成24年3月31日は土曜日ですので、市町村窓口が閉庁日の場合、前日までをお願いします。

◆ 3月末までに申請すれば、10月分からの手当を受給できます。

期限までに申請を行わなかった場合は、

手当を受け取ることができなくなります!!



ご注意ください!

以下の方は申請した月の翌月分からの支給となります。

（3月までに申請しても遡って受け取れません）

●10月以降に他の市町村へ転居した方 ●10月以降にお子さんが生まれた方

申請が遅れると、遅れた分の手当を受け取ることができなくなる場合がありますので、

速やか（15日以内）に申請をしてください。

詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

（お問い合わせ先）



厚生労働省・都道府県・市町村

事務連絡
平成 24 年 2 月 14 日

都道府県民生主管部（局）
子ども手当主管課（部）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
育成環境課子ども手当管理室

子ども手当の申請状況及び申請勧奨の取組について

子ども手当に係る事務につきましては、日頃より種々のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省では、平成 23 年度子ども手当特別措置法に基づく子ども手当の申請状況や未申請の方に対する申請勧奨の取組状況を把握するため、20 の自治体にご協力いただき、サンプル調査を実施いたしました。本日、調査結果を別添のとおり公表いたしましたので、情報提供いたします。

本調査により、未だ申請していない方（一般受給資格者のみ）が 1 割程度いる可能性があることがわかりました。

申請漏れは対象者の方にとって著しい不利益となることはもとより、住民と市区町村間で深刻なトラブルとなることが懸念されます。

申請漏れ対策については、既に種々お取組いただいていることと存じますが、申請期限である 3 月末まで、別紙の取組例をご参考のうえ、各自治体において効果的な取組を引き続き実施していただきますようお願い申し上げます。

なお、未申請者への申請勧奨の取組に係る追加的経費につきましては、印刷経費の他、郵送費等についても子ども手当市町村事務取扱交付金の対象とすることといたしましたので、交付申請の際は当該経費を計上していただいで差し支えありません。

以上につきまして、都道府県においてもお取組いただくとともに、管内市区町村に対する周知方、よろしく願いいたします。

(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
育成環境課子ども手当管理室
指導係（内線 7915、7836）

TEL：03-5253-1111

FAX：03-3595-2672

e-mail：kodomoteate@mhlw.go.jp

未申請者に対する申請勧奨の取組例

(1) 一般受給資格者を対象とした申請勧奨の取組

【未申請者への個別対応】

- 未申請の方に個別に申請にかかる案内を郵送
 - 必ず開封して読んでいただくよう、重要なお知らせである旨封筒に記載するなど工夫
 - 新聞の折り込み広告などは読まれない場合があるので、個別郵送が効果的

【周知広報】

対象者である中学生以下の子どもを持つ方へ確実に周知するよう工夫

- 保育所、幼稚園、小中学校等において、申請勧奨にかかるリーフレットを配布（保育所所管部局や教育委員会等、関係部局との連携）
- 児童館、子育て支援施設、保健所、小児科・産科の医院など、対象者が集まりそうな場所や施設においてリーフレットを配布・ポスターを掲示
- 母親クラブ等でリーフレットを配布
- 児童委員等の協力を得てリーフレットを配布
- 都道府県・市区町村の広報誌・ホームページ等による周知

(2) 施設等受給資格者を対象とした申請勧奨の取組

施設等受給資格者の未申請の状況については、市町村間でばらつきが大きいと思われませんが、施設の数に限られており、対象施設も特定されていると思われるため、通知等による勧奨だけでなく、直接電話や面談等により勧奨を促すなど、きめ細かな対応をお願いします。

- 未申請の施設等受給資格者（里親、児童福祉施設等）に対して直接電話し申請を促す
- 管内の支給対象となり得る施設等（※）に対して、10月1日以降に支給対象児童が入所していないかどうか確認（施行日時点で対象児童がいなかったものの、その後入所等している可能性がある。また、新規入所等により、額改定認定請求の必要が考えられる。）

※ 子ども手当の支給対象となり得る施設等

小規模住居型児童養育事業者、里親、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、婦人保護施設

※ なお、3月上旬を目途に、施設等受給資格者の申請状況に係る調査を依頼する予定ですので、その際にご協力をお願いいたします。

(参考) 厚生労働省における取組

- 厚生労働省ホームページによる周知（実施中）
 - 申請勸奨のためのリーフレットがダウンロードできます

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100402-1.html>
- 新聞広告（実施済、今後の実施も検討）
- 政府広報オンライン（実施済、今後の実施も検討）
- インターネットテキスト広告（実施済、2月下旬から3月上旬にかけてさらに実施予定）
- マザーズハローワークでの申請勸奨リーフレットの配布（実施中）
- 児童福祉施設等関係団体を通じた周知（実施済、さらに実施予定）

報道関係者 各位

平成 24 年 2 月 14 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 育成環境課子ども手当管理室
 室長 鹿沼 均 (内線 7911)
 室長補佐 角園 太一 (内線 7904)
 指導係長 伊藤 丈泰 (内線 7915)
 (代表電話) 03 (5253) 1111
 (直通電話) 03 (3595) 2519

子ども手当の申請状況と申請周知の取り組み**～約 1 割の対象者が未申請の可能性、3 月末の申請期限に向けいっそうの周知～**

厚生労働省では、平成 23 年 10 月からの子ども手当の申請状況や未申請者に対する自治体の申請勧奨の取組状況を把握するため、20 の自治体に対してサンプル調査を実施しました。その結果、未申請者が 1 割程度いる可能性があることが分かりました。

平成 23 年 10 月からの子ども手当を受け取るためには、それ以前の手当の受給者も含め、支給対象の子どもを持つ全員が、3 月末までに居住する市町村へ申請する必要があります（公務員は勤務先へ申請）。

※ 期限までに申請を行わなかった場合は、手当を受け取ることができなくなります。

申請期限まで 2 か月を切っており、厚生労働省ではさらなる周知の取り組みを行うと共に、自治体に対し、個別通知による申請勧奨など、よりきめ細かな申請漏れ対策の実施を改めて依頼するなどの対応を行います。（後掲）

【調査結果】**(1) 申請の状況**

20 の自治体に対して、全対象者数（＝ア）と、そのうち 2 月支払期の支払対象者数（＝イ）を調査

$$\text{未申請率（推計）（\%）} = 100 \times \{(\text{ア}-\text{イ}) / \text{ア}\}$$

自治体	未申請率（推計）	自治体	未申請率（推計）	自治体	未申請率（推計）	自治体	未申請率（推計）
①	10.7%	⑥	10.7%	⑪	6.1%	⑯	5.0%
②	4.9%	⑦	5.1%	⑫	0.7%	⑰	1.9%
③	0.0%	⑧	1.3%	⑬	7.1%	⑱	0.0%
④	4.0%	⑨	12.2%	⑭	9.8%	⑲	4.0%
⑤	6.2%	⑩	18.9%	⑮	5.6%	⑳	1.7%

- ・ 対象自治体の人口を踏まえて機械的に加重平均した未申請率（推計）＝ 11.2%
- ・ 最大値 18.9%、最小値 0.0%
- ・ 未申請率は、あくまで各自治体が把握している申請勧奨対象者数をベースにした粗い推計値

(2) 未申請者に対する申請勧奨の取組状況

- 未申請者に対して通知などを個別に送付して勧奨
- 広報誌・ホームページによる呼びかけ
- テレビ・ラジオでの呼びかけ
- 幼稚園、学校、子育てサロンでの周知文書の配布

【参考】厚生労働省の取り組み

- 厚生労働省ホームページに情報揭示（実施済）
- 新聞広告（実施済、今後の実施も検討）
- 政府広報オンラインでの情報提供（実施済、今後の実施も検討）
- インターネットテキスト広告（実施済、今後さらに実施予定）
- マザーズハローワークでのリーフレット配布（実施中）
- 自治体への申請勧奨の取組要請（実施済、今後さらに実施予定）
 - 周知用リーフレットのひな形を提供すると共に、取組例を紹介（取組例）
 - ・ 未申請者に直接、申請に関する案内を郵送
 - ・ 保育所、学校などで周知資料を配布
 - ・ 児童館、子育て支援施設、保健所、小児科の医院など、対象者が集まりそうな場所でのリーフレット配布、ポスターの掲示など
 - ・ 市町村広報誌、ホームページなどによる周知